

ID: 1919

担当部署: 農林課

<b>処分の概要</b>	協定の廃止の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第36条第1項		
<b>法令番号</b>	令和4年法律第37号		
<b>【基準】</b>	<p>法第36条の規定による。  (協定の廃止)</p> <p>第36条 第31条第1項又は第34条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日